



日車協連 27-59号  
平成27年 9月25日

会 員 殿

日本自動車車体整備協同組合連合会  
会 長 小 倉 龍 一  
(公印省略)

平成27年度第3四半期におけるセーフティネット保証5号の  
指定業種の業種指定についてのお知らせ

拝 啓 時下ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

平素は弊会の事業運営に対しまして多大なるご支援、ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、早速ですが、掲題の件について9月18日付にて経済産業省・中小企業庁より発表があり、本年9月末に期限を迎える現在のセーフティネット保証5号の指定について、引き続き平成27年10月1日から12月31日まで自動車車体整備業は、産業分類細分類「その他の自動車整備業」として業種指定されました。

つきましては、関係資料を添えてお知らせいたしますので、貴組合傘下の所属組合員に対して周知下さるようお願いいたします。 敬 具

記

(添付資料)

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1. セーフティネット保証の5号の概要 (別紙1)   | 1部 |
| 2. セーフティネット保証の5号の指定業種 (別紙2) | 1部 |

## 1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

### ※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。

ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

## 2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額： 一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合： 借入額の100%

保証料率： 保証協会所定の料率(0.7~1.0%)

## セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:平成27年10月1日～平成27年12月31日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。  
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)細分類番号	指定業種名
1	0126	養蚕農業(製造加工設備を有する蚕種製造業に限る。)
2	0221	素材生産業
3	0242	素材生産サービス業
4	0543	安山岩・同類似岩石採石業
5	0546	砂岩採石業
6	0547	粘板岩採石業
7	0549	その他の採石業, 砂・砂利・玉石採取業
8	0551	耐火粘土鉱業
9	0552	ろう石鉱業
10	0553	ドロマイト鉱業
11	0554	長石鉱業
12	0594	滑石鉱業
13	0621	土木工事業(別掲を除く)
14	0741	石工工事業
15	0751	左官工事業
16	0761	金属製屋根工事業
17	0791	ガラス工事業
18	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
19	0796	はつり・解体工事業
20	0943	ソース製造業
21	1024	蒸留酒・混成酒製造業
22	1111	製糸業
23	1115	化学繊維紡績業
24	1133	横編ニット生地製造業
25	1145	織物手加工染色整理業
26	1146	綿状繊維・糸染色整理業
27	1147	ニット・レース染色整理業
28	1148	繊維雑品染色整理業
29	1154	レース製造業
30	1159	その他の繊維粗製品製造業
31	1166	ニット製外衣製造業(アウターシャツ類, セーター類などを除く)
32	1167	ニット製アウターシャツ類製造業
33	1168	セーター類製造業
34	1169	その他の外衣・シャツ製造業
35	1171	織物製下着製造業
36	1172	ニット製下着製造業
37	1173	織物製・ニット製寝着類製造業
38	1174	補整着製造業
39	1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
40	1184	靴下製造業
41	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
42	1196	刺しゅう業
43	1213	木材チップ製造業
44	1223	集成材製造業
45	1226	繊維板製造業
46	1227	銘木製造業
47	1291	木材薬品処理業
48	1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業

49	1299	他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)
50	1311	木製家具製造業(漆塗りを除く)
51	1312	金属製家具製造業
52	1313	マットレス・組スプリング製造業
53	1399	他に分類されない家具・装備品製造業
54	1433	壁紙・ふすま紙製造業
55	1622	無機顔料製造業
56	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
57	1639	その他の有機化学工業製品製造業
58	1654	生薬・漢方製剤製造業
59	1813	プラスチック継手製造業
60	1814	プラスチック異形押出製品製造業
61	1822	プラスチックシート製造業
62	1823	プラスチック床材製造業
63	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業
64	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業
65	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業
66	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
67	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
68	1931	ゴムベルト製造業
69	2011	なめし革製造業
70	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
71	2041	革製履物製造業
72	2051	革製手袋製造業
73	2061	かばん製造業
74	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)
75	2072	ハンドバッグ製造業
76	2081	毛皮製造業
77	2123	コンクリート製品製造業
78	2131	粘土かわら製造業
79	2139	その他の建設用粘土製品製造業
80	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
81	2143	陶磁器製置物製造業
82	2144	電気用陶磁器製造業
83	2147	陶磁器絵付業
84	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
85	2151	耐火れんが製造業
86	2152	不定形耐火物製造業
87	2159	その他の耐火物製造業
88	2193	石灰製造業
89	2221	製鋼・製鋼圧延業
90	2255	鍛鋼製造業
91	2332	アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
92	2354	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)
93	2399	他に分類されない非鉄金属製造業
94	2421	洋食器製造業
95	2422	機械刃物製造業
96	2423	利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)
97	2433	温風・温水暖房装置製造業
98	2439	その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)
99	2446	製缶板金業
100	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
101	2452	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)
102	2463	金属彫刻業
103	2479	その他の金属線製品製造業
104	2491	金庫製造業
105	2631	化学繊維機械・紡績機械製造業
106	2632	製織機械・編組機械製造業
107	2642	木材加工機械製造業

108	2662	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)
109	2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具, 金型を除く)
110	2694	ロボット製造業
111	2722	娯楽用機械製造業
112	2742	歯科用機械器具製造業
113	2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業
114	2915	配線器具・配線附属品製造業
115	2941	電球製造業
116	2942	電気照明器具製造業
117	2972	工業計器製造業
118	3011	有線通信機械器具製造業
119	3013	無線通信機械器具製造業
120	3023	電気音響機械器具製造業
121	3032	パーソナルコンピュータ製造業
122	3034	印刷装置製造業
123	3131	船舶製造・修理業
124	3132	船体ブロック製造業
125	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
126	3191	自転車・同部分品製造業
127	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業
128	3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業
129	3219	その他の貴金属製品製造業
130	3221	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)
131	3241	ピアノ製造業
132	3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
133	3251	娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)
134	3252	人形製造業
135	3253	運動用具製造業
136	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
137	3262	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)
138	3269	その他の事務用品製造業
139	3271	漆器製造業
140	3281	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業
141	3282	畳製造業
142	3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業
143	3285	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)
144	3289	その他の生活雑貨製品製造業
145	3294	モデル・模型製造業
146	3296	情報記録物製造業(新聞, 書籍等の印刷物を除く)
147	3299	他に分類されないその他の製造業
148	3731	電気通信に附帯するサービス業
149	3832	有線ラジオ放送業
150	3913	パッケージソフトウェア業
151	3921	情報処理サービス業
152	3922	情報提供サービス業
153	3929	その他の情報処理・提供サービス業
154	4011	ポータルサイト・サーバ運営業
155	4121	レコード制作業
156	4141	出版業
157	4311	一般乗合旅客自動車運送業
158	4321	一般乗用旅客自動車運送業
159	4331	一般貸切旅客自動車運送業
160	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
161	4412	特別積合せ貨物運送業
162	4421	特定貨物自動車運送業
163	4431	貨物軽自動車運送業
164	4521	沿海旅客海運業
165	4531	港湾旅客海運業

166	4533	湖沼水運業
167	4811	港湾運送業
168	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
169	5112	糸卸売業
170	5122	婦人・子供服卸売業
171	5123	下着類卸売業
172	5132	靴・履物卸売業
173	5133	かばん・袋物卸売業
174	5139	その他の身の回り品卸売業
175	5216	生鮮魚介卸売業
176	5311	木材・竹材卸売業
177	5331	石油卸売業
178	5419	その他の産業機械器具卸売業
179	5511	家具・建具卸売業
180	5513	骨卸売業
181	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
182	5593	スポーツ用品卸売業
183	5594	娯楽用品・がん具卸売業
184	5596	ジュエリー製品卸売業
185	5597	書籍・雑誌卸売業
186	5599	他に分類されないその他の卸売業
187	5711	呉服・服地小売業
188	5741	靴小売業
189	5742	履物小売業(靴を除く)
190	5791	かばん・袋物小売業
191	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
192	5851	酒小売業
193	5896	米穀類小売業
194	6013	惣小売業
195	6023	陶磁器・ガラス器小売業
196	6029	他に分類されないじゅう器小売業
197	6051	ガソリンスタンド
198	6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
199	6061	書籍・雑誌小売業(古本を除く)
200	6062	古本小売業
201	6064	紙・文房具小売業
202	6071	スポーツ用品小売業
203	6072	がん具・娯楽用品小売業
204	6073	楽器小売業
205	6092	たばこ・喫煙具専門小売業
206	6095	ジュエリー製品小売業
207	6811	建物売買業
208	6812	土地売買業(投機を目的としないものに限る。)
209	7092	音楽・映像記録物質貸業(別掲を除く)
210	7099	他に分類されない物品質貸業
211	7299	他に分類されない専門サービス業
212	7461	写真業(商業写真業を除く)
213	7993	写真プリント, 現像・焼付業
214	8045	ボウリング場
215	8095	カラオケボックス業
216	8096	娯楽に附帯するサービス業(場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。)
217	8241	音楽教授業
218	8246	スポーツ・健康教授業
219	8299	他に分類されない教育, 学習支援業
220	8359	その他の療術業
221	8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業
222	8824	特別管理産業廃棄物処分業
223	8911	自動車一般整備業

224	8919	その他の自動車整備業
225	9031	表具業
226	9091	家具修理業
227	9093	履物修理業
228	9099	他に分類されない修理業
229	9291	ディスプレイ業
230	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。)を除く。)

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下、「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの(飲乐的雰囲気を伴うものを除く。)に限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第7号及び第8号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)、第6項から第10項までに規定する営業は除かれる。